(別紙3)

国立公園の区域図及び公園計画図等作成要領

目 次

- 1 区域図及び区域変更図
 - (1) 区域図
 - ア 区域線の選定
 - イ 区域線の表示方法
 - (2) 区域変更図
 - ア 区域線の選定
 - イ 区域線の表示方法

2 公園計画図等

- (1) 保護規制計画図及び同変更図
 - ア 特別地域に係る保護規制計画図
 - イ 特別地域に係る保護規制計画変更図
 - ウ 海域公園地区に係る保護規制計画図
 - エ 海域公園地区に係る保護規制計画変更図
 - オ 利用調整地区区域図及び同変更図
- (2) 保護規制計画関連事項図
 - ア 木竹損傷規制区域図及び同変更図
 - イ 汚水又は排水の排出規制区域図及び同変更図
 - ウ 植栽等規制区域図及び同変更図
 - エ 放出規制区域図及び同変更図
 - オ 立入規制区域図及び同変更図
 - カ 乗入れ規制区域図及び同変更図
 - キ 車馬使用規制道路指定図及び同変更図
 - ク 捕獲等規制区域図及び同変更図
 - ケ 動力船使用規制区域図及び同変更図
- (3) 施設計画図及び同変更図
 - ア 保護施設計画図及び保護施設計画変更図
 - イ 利用施設計画図及び利用施設計画変更図

3 供覧用総括図

国立公園に関する区域図及び公園計画図等の図面は、本要領の定めるところにより作成する。

1 区域図及び区域変更図

(1) 区域図

縮尺 2 万 5000 千分の 1 の地形図を用いて作成する。なお、これらの地形図上では表示が不明確とならざるを得ない部分については、適当な縮尺の地形図等による副図を作成する。

ア 区域線の選定

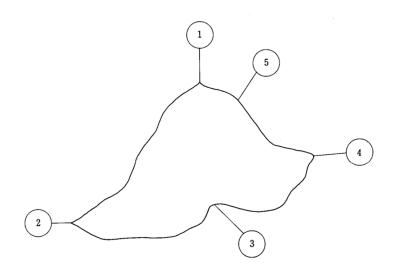
- (ア) 区域線は明確なものを選定することとし、原則として稜線界、沢界、 河川界及び汀線(東京湾平均海面、最高高潮位又は最低低潮位における 汀線のいずれかを選択することを原則とする。以下同じ。)界等地形に よる線並びに森林施業における事業区界、林班界及び小班界とするが、 やむを得ない場合には、次に掲げるものとする。
 - A 行政界(都道府県界、市町村界等)
 - B 所有別界
 - C 地番界、字界
 - D 工作物界(道路、堤防、水路等)
 - E 見透線、方角表示線等の直線(基点が明確な場合に限る。)、等高線、距離表示線等特殊な線界
 - F 保安林界等他法令の規定に基づき指定されている地域地区界(区域 線が明確である場合に限る。)
- (イ) 区域線として河川又は道路等を用いる場合は、河川敷又は道路等の敷地の境界とし、当該河川又は道路等を区域に含めるか否かでいずれかの敷地界を選択する。道路等からの距離表示線を用いる場合は当該道路等の中心線からの距離とする。

イ 区域線の表示方法

区域線の表示は次による。

- (ア) 区域線の種類が異なるごとに番号を付し、凡例にならN区域線の種類 を示す。
- (イ) 番号は最北端のものから左回りに付す。国立公園の区域(以下「公園 区域」という。)が複数の地域に分かれる場合には通し番号とする。こ の場合、内陸部における場合には、北側に位置する公園区域を優先する ものとし、海岸部における場合には、両端に位置する公園区域を比較し て、より北側に位置する公園区域の側から海岸線に沿って順次移るもの とする。海岸部と内陸部にまたがる場合は、当該国立公園の特性に応じ ていずれかを優先する。
- (ウ) 区域線の表示は、次例による。

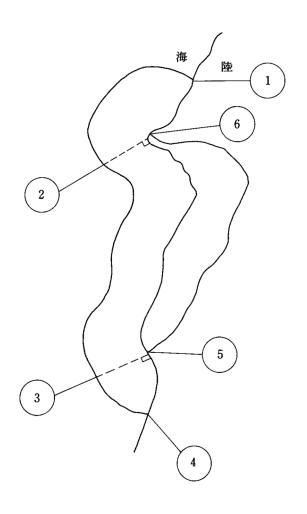
- A 行政界の場合は、「県界」、「市町村界」、「市町界」、「町村界」 等とする。
- B 所有別界の場合は、「国有林界」、「県有林界」等国有地又は公有地 に着目して表示する。
- C 見透線を用いる場合は、「見透線界(と)」とする。
- D 方角表示線を用いる場合は、「 の真北 mの点と mの点を 結ぶ直線界」、「 から真東 mの点と を結ぶ直線界」等とする。
- E 等高線を用いる場合は、「等高線(m)界」とする。
- F 距離表示線を用いる場合は、「道路中心線から両側 m線界」、「 を中心とする半径 m線界」等とする。
- G 道路敷界、河川敷界等の場合については、当該道路敷等を含む場合は 「道路敷(含)界」等と、当該道路敷等を含まない場合は「道路敷(除) 界」等とする。
- H 緯度経度で示した点を結ぶ線を用いる場合は、「北緯 度 分 秒東 経 度 分 秒と北緯 度 分 秒東経 度 分 秒を結ぶ線界」等と する。この際、凡例等に測地系を明記する。
- (エ) 区域線は幅 0.5 mmの実線とする。番号を記入する円は直径 10 mmとし、 表示線は幅 0.3 mmの実線、長さ 1 - 3 cmを基本とし、原則として区域の 外側に示す。
- (オ) 区域の指定原図には、区域線に沿って内側幅2mmに水色(5 B 8 / 4) (色の表示はJIS標準色票のHV/Cによる。以下同じ。)を帯状に 彩色する。



区 域 線 表 示 例

	凡	例			
1		稜	線	界	
-		河	Ш	界	
-		林	班	界	
-		市	囲丁	界	
-		国:	有 林	、界	

(図1) 内陸部の場合の表示例



区域線表示例

	凡 例
-	中心とする半径1km線界
-	汀線(最低低潮位)から沖合1㎞線界
-	中心とする半径 1 km線界
-	汀線(最低低潮位)界
-	国 有 林 界
-	汀線(最低低潮位)界

(図2) 海岸部の場合の表示例

(2)区域変更図

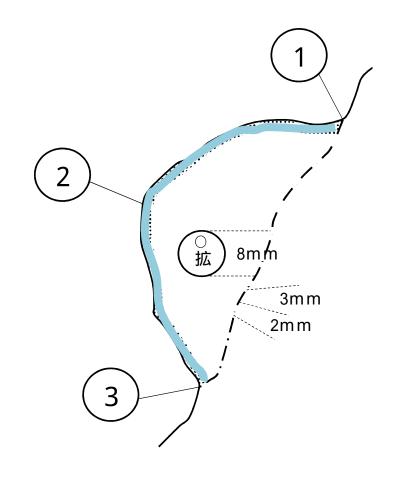
ア 区域線の選定

1・(1)・アによる。

イ 区域線の表示方法

区域線の変更(拡張又は削除)の表示は次による。

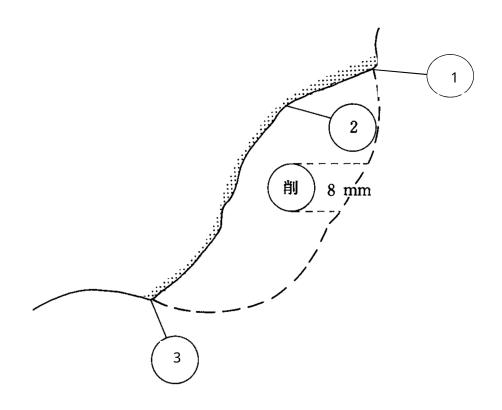
- (ア) 変更後の区域線は幅 0.5 mmの実線で表示し、原図には新区域線に沿って内側幅 2 mmに水色 (5 B 8 / 4)を帯状に彩色する。
- (イ) 廃止される区域線は幅 0.5 mmの破線(長さ 3 mm間隔 2 mm)で表示する ことを基本とする。
- (ウ) 拡張部分は (拡) と表示し、削除部分は (削) と表示する。 には、「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領」の様式第3「公園区域及び公園計画変更書」の(表3:公園区域(陸域)変更表)及び(表4:公園区域(海域)変更表)の「番号」欄に対応する番号を記載する。なお、区域線の種類のみ変更し、区域線の位置が変わらない場合には、番号及び「区域線の変更」と記載する。
- (エ) 新区域線の種類が異なるごとに番号を付し、例にならい区域線の種類を凡例に表示する。番号は、新区域線と旧区域線の境界となる点から開始し、左回りに順次番号を付して、元の番号に戻るように番号を付す。番号を記入する円は直径 10mm とし、表示線は幅 0.3 mmの実線、長さ 1~3 cmを基本とし、原則として区域の外側に示す。



区域線表示例

	<u> </u>	100 °LC 7.	, 1/3
		凡 例	
	ľ] 拡	張
-			界
-			界
-			界

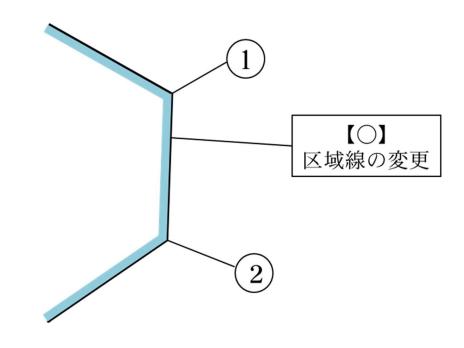
(図3) 区域拡張の場合の表示例



区 域 線 表 示 例

_ ~~	1100 00 731 173
	凡例
ľ	】削 除
-	界
-	界
-	界

(図4) 区域削除の場合の表示例



区域線表示例

		凡	例			
1] 🗵	域	線の	変	更	
	変	更	前	j		
-					界	
	变	更	1	复		
-					界	

(図5) 区域線の変更の場合の表示例

2 公園計画図等

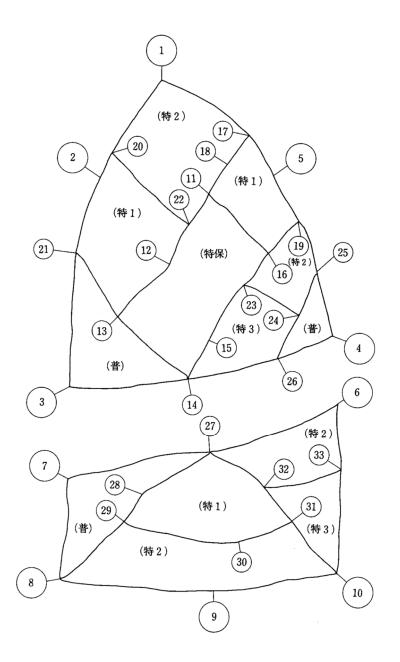
(1) 保護規制計画図及び同変更図

保護規制計画図及び保護規制計画変更図は、原則として縮尺 2 万 5000 分の 1 の地形図を用いて作成する。なお、これらの地形図上では表示が不明確とならざるを得ない部分については、適当な縮尺の地形図等による副図を作成する。また、保護規制計画図及び保護規制計画変更図の記載範囲を明示した縮尺 20 万分の 1 程度の保護規制計画位置図及び保護規制計画変更図位置図を作成する。

ア 特別地域に係る保護規制計画図

(ア) 区域線等の選定方法

特別地域及び特別保護地区の区域線並びに特別地域の地種区分線の選定については、1・(1)の「区域線の選定」による。



					凡		例						
	特別	保	護 坩	也 [X	28		29					界
11)	12				界	29		(30)					界
12	13				界	30		31)					界
13	14				界	31		32)					界
14	15				界	32		27)					界
15	16				界		第	2	種	特	別	地	域
16	11				界	23		24)					界
第	5 1 ₹	重 特	別	地	域	24		25)					界
17	18				界	32		33					界
18	11				界	29		8					界
16	19				界	10		31)					界
21	13)	_			界		第	3	種	特	別	地	域
22)	20				界	26		24)					界
27)	28				界								

(図6) 特別地域の地種区分等の表示例

(イ) 区域線の表示方法

区域線の種類の表示は次の手順で行う。

- A 国立公園の区域線について、1・(1)・イ・(ア)及び(イ)に 従い番号を付す。ただし、区域線の種類は示さない。
- B 特別保護地区の区域について、区域線の種類が異なるごとに番号を付し、例にならい区域線の種類を示す。番号は最北端のものから左回りに付すものとする。
- C 北側に位置する第 1 種特別地域から順に、第 1 種特別地域に係る区分線の種類が異なるごとに番号を付し、区分線の種類を表示する。番号は最北端のものから左回りに付すものとするが、特別保護地区の区域線と重複する部分は番号及び区分線の表示を省略する。
- D Cと同様に北側に位置する第2種特別地域から順に、第2種特別地域に係る区分線の種類が異なるごとに番号を付し、区分線の種類を表

示する。番号は最北端のものから左回りに付すものとするが、特別保護地区の区域線又は第1種特別地域に係る区分線と重複する部分は、番号及び区分線の表示を省略する。

- E Dと同様に北側に位置する第3種特別地域から順に、第3種特別地域に係る区分線について同様の方法で表示する。この場合、特別保護地区の区域線又は第1種特別地域若しくは第2種特別地域に係る区分線と重複する部分は、番号及び区分線の表示を省略する。
- F 同一の保護規制計画図内で、特別地域が複数の地域にわかれる場合 には、次の手順による。
 - a 内陸部における場合には、北側に位置する地域から、海岸部における場合には両端に位置する地域を比較してより北側に位置する地域の側から海岸線に沿って順次作業を行う。内陸部と海岸部にまたがる場合には、当該公園の特性に応じていずれかを優先する。
 - b aにより、1番目とされた地域について、BからEまでの考え方に従い番号を付す。この場合、当該地域内に特別保護地区がない場合は、第1種特別地域から、第1種特別地域がない場合は、第2種特別地域から番号を付す。
 - c 次に2番目とされた地域について同様に番号を付す。番号は1番 目との通し番号とする。
 - d 同様に最後の地域まで番号を付す。
 - e (図6)の凡例にならい、特別保護地区を、bからdまでの手順にかかわらず、最北端の番号 から左回りにそれぞれまとめて掲げ、第1種、第2種及び第3種特別地域ごとに、bからdまでの手順に従って掲げる。

区域線及び区分線は幅 0.5 mmの実線とし、番号を記入する円は、国立公園の区域線は直径 10 mm、特別保護地区の区域線及び特別地域の地種区分線は直径 8 mmとする。表示線は幅 0.3 mmの実線、長さ 1 ~ 3 cmを基本とする。

(ウ) 地域地区の区分の表示方法 地域地区の区分の表示は次による。

(表1)

地域地区	表示方法
特別保護地区	区域線の内側幅2mmに淡橙色(5 YR8/6)
付加休暖地区	を帯状に彩色する。
第1種特別地域	区域線の内側幅2mm に淡紫色(5 P 8 / 4)
第 1 性 付加地域	を帯状に彩色する。
第2種特別地域	区域線の内側幅 2 mm に桃色(5 R 8 / 6)を
第 2 俚付別地域 	帯状に彩色する。
第3種特別地域	区域線の内側幅 2 mm に淡緑色 (2.5 G 8 / 6)

	を帯状に彩色する。
地種区分のない特別	区域線の内側幅2mmに桃色(5R8/6)を
地域	帯状に彩色する。

- イ 特別地域に係る保護規制計画変更図
 - (ア) 区域線の選定

2・(1)・ア・(ア)による。

(イ) 区域線の表示方法

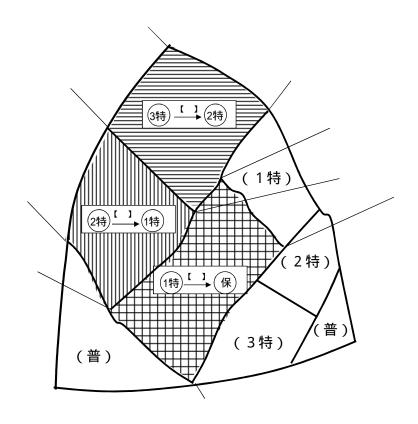
2・(1)・ア・(イ)による。

(ウ) 地域地区の表示方法

変更に係る部分については (表 2) のとおりとし、変更に係らない部分については、 $2 \cdot (1) \cdot P \cdot (\dot{p})$ による。なお、表示例は (図 7) のとおりである。

- A 変更に係る地域地区の移行関係の表示は、「 」の円内に表 2 の記号を記入する。公園区域の拡張による新しく区分されたものについては、外 とする。公園区域の削除に伴い特別地域も削除されるものは、 外とする。
- B 【 】は、「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領」の様式第3「公園区域及び公園計画変更書」の(表7:特別保護地区変更表)及び(表8:第 種特別地域変更表)の「番号」欄に対応する番号を記載する。

(表2)			
変更後の地域地区	記号	表示方法	Ž
特別保護地区	保	[] 保	彩色方法は(表1) による。幅0.3mmの 実線、間隔3mmのハ ッチとする。
第 1 種特別地域	1特	【 】 1 特	II
第 2 種特別地域	2特	[] 2特	II
第3種特別地域	3特	[] 3特	II
普通地域	普		"



J	1 例		
1)		
		界	
		界	
		界	
		界	
1]		
		界	
		界	
		界	
		界	
1	7		
		界	
		界	
		界	
		界	

変更に係る区域の凡例					
特別保護地区					
第 1 種特別地域					
	第2種特別地域				
変更に係らない区域の凡例					
	第 1 種特別地域				
	第2種特別地域				
	第3種特別地域				
	普通地域				
	,				

(色彩方法は(表1)及び(表2)に よる。

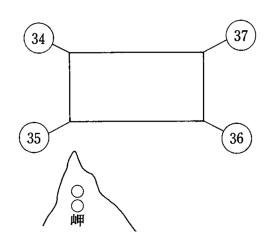
(図7)地域地区の表示方法の例

ウ 海域公園地区に係る保護規制計画図

- (ア) 区域線の選定
 - 2・(1)・ア・(ア)による。
- (イ) 区域線の表示方法
 - 2・(1)・ア・(イ)による。
- (ウ) 地区の表示方法 (表3)及び(図8)による。

(表3)

地域地区	表示方法
海域公園地区	区域線の内側幅2mmに青色(7.5B6/8)に帯状に彩色する。



	凡例	
	海域公園地区	
(34) - (35)	岬北端の真北 r	nの点
	と mの点を結ぶ直絡	泉界
(35) - (36)	35 と北緯 度 分 和	少東経
(3) - (3)	度 分 秒を結ぶ直線	泉界
(36) - (37)	36 と北緯 度 分 種	少東経
30) - 31)	度 分 秒を結ぶ直線	泉界
(37) - (34)	37 と 34 を結ぶ直線界	早

(測地系は による)

(図8)海域公園地区の表示方法の例

- エ 海域公園地区に係る保護規制変更計画図
 - (ア) 区域線の選定
 - 2・(1)・ア・(ア)による。
 - (イ) 区域線の表示方法
 - 2・(1)・ア・(イ)による。
 - (ウ) 地区の表示方法

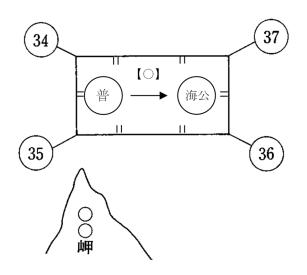
地区の表示は(表4)及び(図9)による。

- A 変更に係る地域地区の移行関係の表示は、「 」の円内に表 4 の記号を記入する。公園区域の拡張による新しく区分されたものについては、外 とする。
- B 海域公園地区から普通地域への変更については、(表2)の普通地域による。
- C 【 】は、「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公

園計画変更書作成要領」の様式第3「公園区域及び公園計画変更書」の(表9:海域公園地区追加表)又は(表10:海域公園地区変更表)の「番号」欄に対応する番号を記載する。

(表4)

変更後の地域地区	記号	表示方法
海域公園地区	海公	



		凡	例	
		ľ]	
34	35			界
35	36			界
36	37			界
37	34)			界

変更に係	変更に係る区域の凡例			
= "				
変更に係ら	変更に係らない区域の凡例			
普通地域				

(図9)海域公園地区の変更に係る表示例

オ 利用調整地区区域図及び同変更図

(ア) 利用調整地区区域図

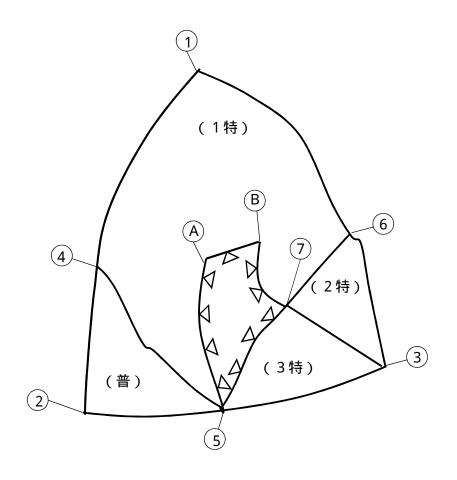
利用調整地区区域図の表示は(表5)のとおりとする。区域線は、北側に位置する利用調整地区区域から順に、利用調整地区区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の例にならい、表示する。記号は最北端のものから左回りに付すものとするが、特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複する部分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ) 利用調整地区区域変更図

利用調整地区区域の拡張、削除又は追加する部分の表示は(表5)のとおりとする。区域線は、区分線の種類が異なるごとに、(図11)の例にならい、表示する。北側に位置する利用調整地区区域から順に、利用調整地区に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最北端のものから左回りに記号を付す。

(表5)

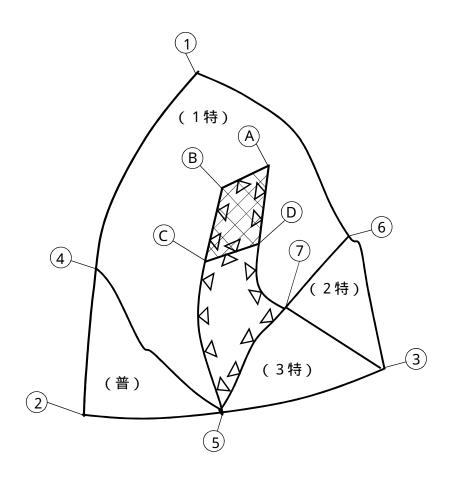
区域名	表示方法	拡張の場合	削除の場合	追加の場合
利用調整地区区域				



区 域 線 表 示 例

	凡	例	
A - (5)			界
5 - 7			界
7 - B			界
B - A			界

(図10)利用調整地区区域図の例



区 域 線 表 示 例

			17 0
	凡	例	
	ľ	1	
(A) - (B)			界
B - C			界
C - D			界
D - A			界

(図 11)利用調整地区区域変更図の例

(2)保護規制計画関連事項図

保護規制計画の関連事項に係る規制区域図及び変更図は、原則として縮尺 2万5000分の1の地形図を用いて作成する。なお、これらの地形図上では表示が不明確とならざるを得ない部分については、適当な縮尺の地形図等による副図を作成する。また、保護規制計画の関連事項に係る規制区域図及び変更図の記載範囲を明示した縮尺 20 万分の1程度の保護規制計画関連事項位置図及び保護規制計画関連事項変更図位置図を作成する。

ア 木竹損傷規制区域図及び同変更図

(ア) 木竹損傷規制区域図

木竹損傷規制区域の表示は(表 6)による。区域線は、北側に位置する木竹損傷規制区域から順に、木竹損傷規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の例にならい、表示する(なお、同一図面内に複数の保護規制計画関連事項を示す際は、事項ごとにa、b、c・・・、AA、AB、AC・・・、BA、BB、BC・・・又はCA、CB、CC・・・といった異なる組み合わせの記号を適宜付す。以下同じ。)。記号は最北端のものから左回りに付すものとするが、特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複する部分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ) 木竹損傷規制区域変更図

木竹損傷規制区域の拡張、削除又は追加する部分の表示は(表6)による。区域線は、区分線の種類が異なるごとに、(図11)の例にならい、表示する。北側に位置する木竹損傷規制区域から順に、木竹損傷規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最北端のものから左回りに記号を付す。

イ 汚水又は廃水の排出規制区域図及び同変更図

(ア) 汚水又は廃水の排出規制区域図 汚水又は廃水の排出規制区域の表示は(表7)による。

(イ) 汚水又は廃水の排出規制区域変更図

汚水又は廃水の排出規制区域の削除の表示は(表7)により、削除しようとする区域を示した上で、図に削除と明記する。また、同区域の追加の表示は(表7)による。

ウ 植栽等規制区域図及び同変更図

(ア) 植栽等規制区域図

植栽等規制区域の表示は(表6)による。区域線は、北側に位置する 植栽等規制区域から順に、植栽等規制区域に係る区分線の種類が異なる ごとにA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の 例にならい、表示する。記号は最北端のものから左回りに付すものとす るが、特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複する部分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ) 植栽等規制区域変更図

植栽等規制区域の拡張、削除又は追加する部分の表示は(表6)による。区域線は、区分線の種類が異なるごとに、(図11)の例にならい、表示する。北側に位置する植栽等規制区域から順に、植栽等規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最北端のものから左回りに記号を付す。

エ 放出規制区域図及び同変更図

(ア) 放出規制区域図

放出規制区域の表示は(表6)による。区域線は、北側に位置する放出規制区域から順に、放出規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の例にならい、表示する。記号は最北端のものから左回りに付すものとするが、特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複する部分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ) 放出規制区域変更図

放出規制区域の拡張、削除又は追加する部分の表示は(表 6)による。 区域線は、区分線の種類が異なるごとに、(図 11)の例にならい、表示 する。北側に位置する放出規制区域から順に、放出規制区域に係る区分 線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最北端のものから左回 りに記号を付す。

オ 立入規制区域図及び同変更図

(ア) 立入規制区域図

立入規制区域の表示は(表6)による。区域線は、北側に位置する立入規制区域から順に、立入規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の例にならい、表示する。記号は最北端のものから左回りに付すものとするが、特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複する部分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ) 立入規制区域変更図

立入規制区域の拡張、削除又は追加する部分の表示は(表 6)による。 区域線は、区分線の種類が異なるごとに、(図 11)の例にならい、表示 する。北側に位置する立入規制区域から順に、立入規制区域に係る区分 線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最北端のものから左回 りに記号を付す。

カ 乗入れ規制区域図及び同変更図

(ア) 乗入れ規制区域図

乗入れ規制区域の表示は(表6)による。区域線は、北側に位置する 乗入れ規制区域から順に、乗入れ規制区域に係る区分線の種類が異なる ごとにA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の 例にならい、表示する。記号は最北端のものから左回りに付すものとす るが、特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複す る部分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ) 乗入れ規制区域変更図

乗入れ規制区域の拡張、削除又は追加する部分の表示は(表6)による。区域線は、区分線の種類が異なるごとに、(図11)の例にならい、表示する。北側に位置する乗入れ規制区域から順に、乗入れ規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最北端のものから左回りに記号を付す。

キ 車馬使用規制道路指定図及び同変更図

(ア) 車馬使用規制道路指定図

車馬使用規制道路を路線で指定する場合は、縮尺2万5000分の1の地形図に、車馬使用規制道路の路線を(表8)の記号により表示する。あわせて公園区域を表示し、区域線に沿って外側幅5mmに淡黒色(N8)を帯状に付す。

車馬使用規制道路を特別保護地区等のある区域内に含まれる全ての 道路について指定する場合の表示は(表6)による。区域線は、北側に 位置する規制区域から順に、規制区域に係る区分線の種類が異なるごと にA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の例に ならい、表示する。記号は最北端のものから左回りに付すものとするが、 特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複する部 分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ)車馬使用規制道路指定変更図

路線で指定した車馬使用規制道路の追加、削除又は変更は、縮尺2万5000分の1の地形図に、追加、削除又は変更に係る車馬使用規制道路の位置を(表8)の記号により表示する。また、(表11)の例にならい、指定路線ごとに追加、削除又は変更の別及びその名称を記載するとともに、追加、削除及び変更に係る路線を記載する。あわせて公園区域を表示し、区域線に沿って外側幅5mmに淡黒色(N8)を帯状に付す。

車馬使用規制道路を特別保護地区等のある区域内に含まれる全ての 道路について指定している場合、その区域の拡張、削除又は追加する部 分の表示は(表6)による。区域線は、区分線の種類が異なるごとに、 (図11)の例にならい、表示する。北側に位置する規制区域から順に、 規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最 北端のものから左回りに記号を付す。

ク 捕獲等規制区域図及び同変更図

(ア) 捕獲等規制区域図

捕獲等規制区域の表示は(表6)による。区域線は、北側に位置する 捕獲等規制区域から順に、捕獲等規制区域に係る区分線の種類が異なる ごとにA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の 例にならい、表示する。記号は最北端のものから左回りに付すものとす るが、特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複す る部分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ) 捕獲等規制区域変更図

捕獲等規制区域の拡張、削除又は追加する部分の表示は(表6)による。区域線は、区分線の種類が異なるごとに、(図11)の例にならい、表示する。北側に位置する捕獲等規制区域から順に、捕獲等規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最北端のものから左回りに記号を付す。

ケ 動力船使用規制区域図及び同変更図

(ア) 動力船使用規制区域図

動力船使用規制区域の表示は(表6)による。区域線は、北側に位置する動力船使用規制区域から順に、動力船使用規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に記号を付し、区分線の種類を(図10)の例にならい、表示する。記号は最北端のものから左回りに付すものとするが、特別保護地区若しくは特別地域の区域線又は地種区分線と重複する部分は記号及び区分線の凡例表示を省略する。

(イ) 動力船使用規制区域変更図

動力船使用規制区域の拡張、削除又は追加する部分の表示は(表6)による。区域線は、区分線の種類が異なるごとに、(図11)の例にならい、表示する。北側に位置する動力船使用規制区域から順に、動力船使用規制区域に係る区分線の種類が異なるごとにA、B、C・・・の順に最北端のものから左回りに記号を付す。

(表6)

	区域名	表示方法	拡張の場合	削除の場合	追加の場合
木竹扣	員傷規制区 域				
植栽等					
放出	規制区域			\$\$	
立入	規制区域				
乗入‡	1規制区域				
車馬使用	特別区のの道とはいる。				
規制 道路	乗制の全での が が が が が が が が が が に が に が に り に り に り				
捕獲等	等規制区域				
	沿使用規制 区域				

(表7)

区域名	表示方法	
汚水又は廃水の排出規制区域	追加の場合は、上記図中に「追加 湿原及びその周辺 1 kmの区域」と記載する。また、削除の場合は、「削除 湿原及びその周辺 1 kmの区域」と記載する。	環境大臣が指定する湖 沼又は湿原の内側幅 2 mmに青色(7.5B 6 / 8)を帯状に彩色し、周 囲 1 kmを0.3mmの破線 (長さ 3 mm、間隔 2 mm)で囲む。

(表8)

(10)		
施設の種類	記号	彩色方法
車馬使用規制道路	3mm 3mm 4 1 mm 6mm 3mm	計画道路の場合 直線部分:緑色 (10 G Y 6 / 10) 突出部分:黒色 計画道路以外の 場合 :黒色

- 1 円は幅0.3mmの線で描くものとし、円の大きさ及び位置は記号欄のとおりとする。ただし、円の位置については周回線又は短区間の場合は中間に1ヶ所置く。
- 2 計画道路の場合は、公園計画書の道路(歩道)表に掲げる番号を入れる。計画 道路以外の場合は、道路(歩道)表に掲げるアルファベットを入れる。
- 3 起点及び終点の箇所を明示する。

(3) 施設計画図及び同変更図

ア 保護施設計画図及び同変更図

(ア) 保護施設計画図

縮尺 2 万 5000 分の 1 の地形図に、保護施設計画の位置を(表 9) の記号により表示する。あわせて公園区域を表示し、区域線に沿って外側幅5 mmに淡黒色(N 8) を帯状に付す。

(表9)

-	
施設の種類	記号
植生復元施設	
動物繁殖施設	×
砂防施設	
防火施設	
自然再生施設	

留意事項

- 1 記号は直径8 mmとする。
- 2 遊のように記号内の上部に、公園計画書の保護施

設表に掲げる番号を入れる。

3 色は緑色(10GY6/10)とする。

(イ) 保護施設計画変更図

縮尺 2 万 5000 分の 1 の地形図に、追加又は削除に係る保護施設計画の位置を(表9)の記号により表示する。また、保護施設計画ごとに追加又は削除の別及びその名称を(図 12)の例にならい、記載する。あわせて公園区域を表示し、区域線に沿って外側幅 5 mmに淡黒色(N8)を帯状に付す。



凡	例
植生復元施設	E
自然再生施設	

(図12)保護施設計画図の例

イ 利用施設計画図及び同変更図

(ア) 利用施設計画図

縮尺 2 万 5000 分の 1 の地形図に、利用施設計画の位置又は路線を(表10)の記号により表示する。あわせて公園区域を表示し、区域線に沿って外側幅 5 mmに淡黒色(N8)を帯状に付す。

(表10)

A.集団施設地区

施設の種類	記号
集団施設地区	0

- 1 記号は内円直径 6 mm、外円直径10mmとする。
- 2 ⑩のように記号内に公園計画の集団施設地区表に掲げる番号を入れる。
- 3 色は朱色(10 R 5 / 14)(内円直径 6 mm、外縁直径10mm)とする。

B. 単独施設

施設の種類	記号	施設の種類	記号	施設の種類	記号
広 場		スキー場		公 衆 便 所	Θ
園 地	№	スケート場	(II)	汚物処理施設	
宿 舎		乗 馬 施 設		博物館	
避難小屋		車庫		植物園	(
休憩 所	(3)	駐車場	P	動物園	Æ
展望施設		燃料等供給施設		水族館	(S)
案 内 所		昇 降 機		博物展示施設	
野営場		給水施設		野外劇場	
運動場	%	排水施設	(R)	ゴルフ場	
水 泳 場		医療救急施設	(1)	(継続の場合に 限る)	
遊舟場		公 衆 浴 場	<u> </u>		

- 1 記号は直径 8 mmとする。
 - ②のように記号内の上部に、公園計画書の単独施設表に掲げる番号を入れる。
- 3 色は朱色(10 R 5 / 14)とする。

C. 道路等

施設の種類	記 号		彩色方法
車道	10 m m 10 m m	幅 1 mm	朱色 (10R5/14)
自転車道	5 mm	幅 1 mm	茶色 (5YR5/10)
歩 道	8mm 6mm	幅 1 mm	緑色 (10GY6/10)
橋	10 8 mm		朱色 (10 R 5 / 14)

- 1 円は幅0.3mmの線で描くものとし、円の大きさ及び位置は記号欄のとおりとする。ただし、円の位置については周回線又は短区間の場合は中間に1ヶ所置く。
- 2 車道、自転車道及び歩道の円には、それぞれ、公園計画書の道路(車道)表、 道路(自転車道)表、道路(歩道)表に掲げる番号を入れる。橋については、「 B.単独施設」に準ずる。
- 3 車道、自動車道及び歩道については、起点及び終点の箇所を明示する。

D. 運輸施設

施設の種類	記 号		彩色方法
自動車運送施設	5mm 5mm 5mm 6mm 5mm	幅 1 mm	朱色(10 R 5 / 14)
″ (専用車庫等単独施 設に類似するもの)	8m m		朱色(10 R 5 / 14)
船舶運送施設	5mm 5mm	幅 1 mm	青色(7.5B6/8)
水上飛行機	5mm 5mm 5mm	幅 1 mm	青色(7.5B6/8)
鉄道	2mm (5) 6mm 2mm 2mm	幅0.8mm	朱色(10R5/14)
索道	2mm (5) 6mm 2mm	幅0.8mm	朱色(10R5/14)
一般自動車道		幅0.8mm	朱色(10R5/14)
係 留 施 設	(10) 8mm		朱色(10R5/14)

- 1 円は幅0.3mmの線で描くものとし、円の大きさ及び位置は記号欄のとおりとする。ただし、円の位置については周回線又は短区間の場合は中間に1ヶ所置く。
- 2 自動車運送施設、船舶運送施設、水上飛行機、鉄道、索道及び一般自動車道の円には、それぞれ、公園計画書の運輸施設表に掲げる番号を入れる。ただし、自動車運送施設のうち専用車庫等単独施設に類似するもの及び係留施設については、「B.単独施設」に準ずる。
- 3 自動車運送施設、船舶運送施設、水上飛行機、鉄道、索道及び一般自動車道 については、起点及び終点の箇所を明示する。

(イ) 利用施設計画変更図

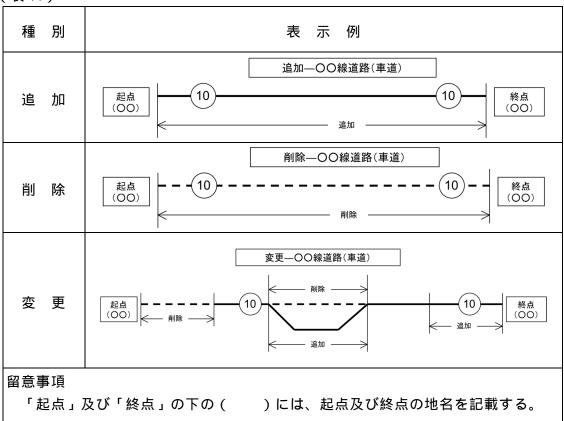
A 集団施設地区及び単独施設(道路等及び運輸施設のうち単独施設に類似するものを含む。)

縮尺 2 万 5000 分の 1 の地形図に、追加又は削除に係る利用施設計画の位置を(表 10)の記号により表示する。また、利用施設計画ごとに追加又は削除の別及びその名称を(図 12)の例にならい、記載する。あわせて公園区域を表示し、区域線に沿って外側幅 5 mmに淡黒色(N8)を帯状に付す。

B 道路等及び運輸施設(単独施設に類似するものを除く。)

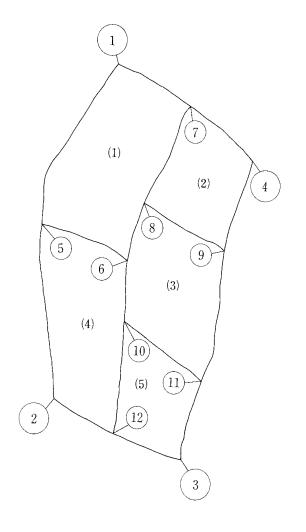
縮尺 2 万 5000 分の 1 の地形図に、追加、削除又は変更に係る利用施設計画の位置を(表 10)の記号により表示する。また、(表 11)の例にならい、利用施設計画ごとに追加、削除又は変更の別及びその名称を記載するとともに、追加、削除及び変更に係る路線を記載する。あわせて公園区域を表示し、区域線に沿って外側幅 5 mmに淡黒色(N8)を帯状に付す。

(表11)



(ウ) 集団施設地区計画図

- A 面積に応じ、地割を表示するのに適当な縮尺の地形図を用いて作成する。原図には、告示年月日・番号を記載する。
- B 集団施設地区の区域線及び地割線の選定については、1・(1)の「区域線の選定」に準ずるものとし、表示方法については次による。ただし、地割線については、適当な線を選定することが困難な場合は、図上で確定することも止むを得ない。



区域線及び地割線表示例

-

(図13) 集団施設地区の地割等の表示例

- a 次の手順により番号を付し、(図 13)の例にならい区域線及び地割線の種類を表示する。
 - (a) 集団施設地区の区域について、区域線の種類が異なるごとに番号を付す。番号は最北端のものから左回りに付す。
 - (b) 北側に位置する地割から順に、地割線の種類が異なるごとに番号を付す。番号の順序はAと同様とする。この場合、集団施設地区の区域線及び既に番号を付された地割線と重複する部分については、番号及び地割線の表示を省略する。
- b 集団施設地区の区域線及び地割線は幅 0.5 mmの実線とし、番号を記入する円は区域線については直径 10 mm、地割線については、直径 8 mmとする。表示線は幅 0.3 mmの実線、長さ 1 ~ 3 cmを基本とする。
- c 既設の施設については施設の外周線又は路線を表示するものとするが、設置予定の施設については原則として表示しない。ただし、基盤施設については予定外周線又は予定路線を破線で表示する。
- (工) 集団施設地区計画変更図
 - A 区域を表示するのに適当な縮尺の地形図を用いて作成する。
 - B 区域線の選定及び表示方法は、1・(2)の「区域変更図」に準ずる。 変更後の区域線に沿って内側幅2mmに淡かっ色(7.5 Y R 6 / 6)を帯状に 彩色する。

3 供覧用総括図

供覧用総括図は、原則として、縮尺 2 万 5000 分の 1 の地形図に、区域図、保護規制計画図、保護規制計画関連事項に係る区域図、利用調整地区区域図及び施設計画図の内容を網羅したものとする。本図は、公園計画書に添付する。

- (1) 本図の表題は「国立公園(地域)区域及び公園計画図」とする。
- (2) 特別地域の地種区分の表示については、原則として保護規制計画図にあわせるものとするが、供覧の便宜上整理しなおすことは差支えない。
- (3) 区域線の番号については、国立公園の区域線の番号と重複するものは省略 し、重複する部分は「国立公園界」として一括する。番号は国立公園の悔い 緯線の番号との通し番号とする。1つの特別地域内において複数の地区に分 かれる場合には北側に位置するものを優先する。
- (4) 凡例は次のとおりとする。

規制	計画凡例	事業計画凡例	
	特別保護地区	0	集団施設地区
	第 1 種特別地域		
	第2種特別地域		
	第3種特別地域		車道
	海域公園地区		步道
	普通地域		、当該公園計画に係 本要領に定める記号
	利用調整地区	□ を、集団施設地区、単独施設、道路 □ 運輸施設の順に彩色して掲げる。	

規制計画関連事項凡例				
	木竹損傷規制区域		車馬使用規制道路 (特別保護地区内)	
	汚水又は廃水の排出		車馬使用規制道路	
	規制区域		(乗入れ規制区域内)	
	 植栽等規制区域		車馬使用規制道路	
	但权守风则区域		(計画道路)	
	 放出規制区域		車馬使用規制道路	
	加加风的区域		(計画道路以外)	
	立入規制区域		捕獲等規制区域	
	乗入れ規制区域		動力船使用規制区域	

縦 8 mm 横 2 cm の長方形の内側幅 2 mm に、それぞれ本要領に定める色彩を帯状に 彩色する。木竹損傷規制区域等がある場合は、本要領に定める記号を彩色して掲げる。

区 域 線 及 び 区 分 線 表 示 例

公園区域	海域公園地区	植栽等規制区域
- 界	- 界	- 界
- 界	- 界	界
:	•	:
	利用調整地区	放出規制区域
	- 界	- 界
	- 界	- 界
	:	:
		立入規制区域
		- 界
		- 界
特別保護地区		:
- 界	木竹損傷規制区域	乗入れ規制区域
- 界	- 界	- 界
:	- 界	- 界:
	:	:
		捕獲等規制区域
第 種特別地域	汚水又は廃水の	- 界
- 界	排出規制区域	界
- 界	- 界	:
•	- 界	動力船使用規制区域
		- 界
		界
		:

(5)指定、区域の変更及び規制計画の変更に係る告示の年月日・番号を時系列的に次例のように掲げる。

昭和	年	月	В	厚生省份	告示第	 号	指定
昭和	· 年	月	_ 		告示第	- 号	区域の一部変更
昭和	年	月	日	環境省省		- 号	特別地域の指定
昭和	年	月	日		日小紀 告示第	号	特別保護地区の指定
昭和	年	月	日	" 1	告示第	号	特別地域の地種区分の変更
昭和	年	月	日	" 1	告示第	号	海中公園地区の指定
昭和	年	月	日	// /	告示第	号	区域及び公園計画再検討
平成	年	月	日	" '	告示第	号	生態系維持回復計画の追加
							(国立公園全域)
					第	号	

(6)供覧用総括図作成後において、内容に変更が生じた場合には、変更の都度 部分修正を行う。